

富山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

直接請求に必要な請求権を有する者の数について

令和8年9月1日現在における富山県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年9月2日

富山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 本 多 利 光

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1の数

16,847人

- 2 地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

205,294人

- 3 地方自治法第291条の6第1項において準用する同法第80条第1項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数

市町村	数
富山市	112,463人
高岡市	45,422人
魚津市	10,923人
氷見市	11,923人
滑川市	9,023人

黒 部 市	10,966人
砺 波 市	12,992人
小矢部市	7,691人
南 砺 市	12,827人
射 水 市	24,361人
舟 橋 村	866人
上 市 町	5,297人
立 山 町	6,821人
入 善 町	6,246人
朝 日 町	2,968人